## ☆手話通訳者・要約筆記者を依頼される方へ☆

聴覚障害者が参加する(または参加する可能性がある)行事等について、 手話通訳や要約筆記が必要な場合は、主催者から障害福祉課に手話通訳者等 派遣の申請を行ってください。内容に応じて、手話通訳者・要約筆記者の派 遣を行います。

- 1 手話通訳者等派遣申請書に記入してください(様式第1号、記入例を参照)
- 2 障害福祉課に申請

(遅くとも2週間前までにご提出ください。緊急で必要な場合は、障害福祉課にご相談ください)

- 3 派遣する日時、場所、内容等について障害福祉課と調整
- 4 手話通訳者、要約筆記者等の決定を行い、申請者に連絡
- 5 関連資料や、事前打ち合わせ等について当日までに障害福祉課に連絡

\*派遣申請書の他に、関連資料として下記の内容が記載されたものがあれば、 ご提出をお願いすることがあります。

- ・タイムテーブル
- 司会者原稿
- ・プログラム
- パワーポイント(講演等の資料)
- 会議出席者席次
- 議題
- ・ステージ展開表
- 講演レジュメ
- ・主催団体に関する資料



## 問合せ先

障害福祉課

TEL 072-620-1636 FAX 072-627-1692

Eメール syogaifukushi@city.ibaraki.lg.jp